

社会福祉法人蓬愛会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓬愛会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の18第3項において定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とし、非常勤役員に対しては、年1回及び理事会出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給する。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給する。
- 5 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する賞与は、この法人の職員（以下「職員」という。）の期末・勤勉手当の算出方法に準じて算出される額とする。
- 4 常勤役員に対する退職慰労金は、別表3「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表4に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に支給する報酬等の支給方法は、職員の給与の支給方法に準ずるものとする。

- 2 非常勤の役員・評議員に支給する報酬等の支給方法は、年1回3月に定額を支給するとともに、理事会及び評議員会に出席したときなど、その都度支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員又は評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(1) 常勤の役員には、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。

(2) 非常勤の役員及び評議員には、実費弁償費として旅費に準じた交通費を支給する。

(3) 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表5により旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人蓬愛会役員の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人蓬愛会役員の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

3 令和5年3月24日一部改正し、令和5年4月分の報酬から適応する。

別表1 常勤役員の報酬月額

理事長	月額	1,200,000円
業務執行理事	月額	400,000円

別表2 非常勤役員の報酬

年額	100,000円
1回当たり	20,000円

別表3 常勤役員退職慰労金の算出要領

退職慰労金は、役員退職時の報酬月額に在職期間及び支給係数を乗じた額とする。
 $\text{報酬月額} \times \text{在職年数} \times \text{係数}$

別表4 評議員の報酬

年額	100,000円
1回当たり	20,000円

別表5 役員及び評議員の旅費

鉄道運賃等	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
①普通旅行運賃実費	5,000円	15,000円を基準と
②100km以上の場合は急行又は特急料金（新幹線を含む。）		した実費

- 注1 往復鉄道100km未満、陸路25km未満の旅行における日当の額は、宿泊した場合を除き定額の2分の1に相当する額とする。
- 2 鉄道及び陸路にわたる旅行については、鉄道4kmをもって陸路1kmとみなして前項の規定を適用する。
- 3 日当は、栃木県外の旅行の場合に支給し、県内の場合には宿泊を伴う場合を除き支給しない。
- 4 自家用車を使用した場合には、1kmあたり25円を支給する。
- 5 前各号により難いときは、その都度理事長が定める。